

国民年金だより

年金受給者のみなさんへ

『扶養親族等申告書』は
期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています（障害年金・遺族年金は課税されません）。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収所得税が決まります。

もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要となりますので、忘れずに確定申告を行ってください。



『平成25年分「扶養親族等申告書」が送付される方』
65歳以上 年金額が158万円以上
65歳未満 年金額が108万円以上

環境衛生だより

犬・猫の飼い主の皆さん

飼う犬の登録はお済ですか

生後91日以上飼う犬は、生涯に1回の登録が必要です。また、所有者や犬の所在地等に変更があった場合や死亡した場合も届出が必要です。ペットシヨップなどで子犬を購入した方、生後3か月未満の子犬をもたらした方など「犬の所有者は、犬を取得した日（生後91日以降）から30日以内に、その犬を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならぬ」と狂犬病予防法で決められています。

犬を飼い始めたらず役場で「飼う犬の登録申請」を行ってください。（その際に登録料3000円がかかります。）

登録後に「犬鑑札」を交付します。鑑札は飼い犬が迷子になったとき

に飼い主がわかりますので、首輪などに必ず着けるようお願いいたします。

毎年、狂犬病予防注射を必ず受けましょう

狂犬病予防法により、犬の飼い主は毎年1回、犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

飼い主の責任として、必ず予防注射を受けましょう。

犬の登録や予防注射を受けなかった場合、20万円以下の罰金が課せられることがあります。



犬や猫の放し飼いはやめましょう

犬・猫の糞尿や鳴き声で隣人等の方々に迷惑をかけるないようにしましょう。

放し飼いでは、他人を追いかけたり咬んだりなどの危険がありますので絶対やめましょう。

また、過去の事例ですが、放し飼いの犬が馬を追いかけてケガを負わせ損害賠償を支払ったケースもあります。

みんなの広場

新冠小学校6年生です

ぼくとわたしの

夢



◇ぼくの夢はマンガ家です。マンガ家になってみんなを笑顔にさせたいからです。

前山 大道



◇私の将来の夢は、ピアニストになりたいです。理由は、ピアノをひくことが好きだし、楽しいからです。

位古 実乃梨



◇私の将来の夢は、動物園の飼育員になる事です。理由は、責任を持ち動物を育ててみたいからです。

白濱 夢乃



◇ぼくの夢は料理人です。理由は、家で料理を作るのが好きだし、料理人の仕事がかっこいいと思ったからです。

鬼海 斗和



◇私の将来の夢は、まだ決まっていなけれど、人の役に立つ仕事をしたいです。

杉山 和音



遠吠えの
エゾオオカミの
最後の地

エゾオオカミは、現在は絶滅したが、明治時代には新冠にも多く生息していた。かつて主に捕食していたシカが減少したため、今度は御料牧場の馬を襲いだした。このため、エドウィン・ダンの提言により、ストリキニーネという毒が入った肉によって一斉駆除された。新冠の地で大量にエゾオオカミが消え去ったことから、「新冠がエゾオオカミ最後の地」という言い伝えが残されている。

と
ふるさとカルタ紹介⑦
エゾオオカミ

※ふるさとカルタは、新冠町開町130年・町制施行50年記念事業の一環として作製したもので、読み札の題材を「新冠郷土文化研究会」が選定し、そのお題に沿って「新冠俳句の会」が読み札語句を、「新冠アトリエの会」が絵札を担当して作り上げた町民手作りのカルタです。

●野良猫には餌を与えないようにしてください。一度与えるとそこから離れず、数が増え糞尿等で近隣住人に迷惑がかかります。

犬、猫の引取り

犬や猫を飼えなくなった時は、きちんと飼える人に譲るよう努め、それができない場合は、静内保健所に引取りを相談してください。

新冠共同墓地の公募

町で管理している新冠共同墓地について、現在空き区画があり、1年以内にお墓を建立する方で、新冠町に住所を有する方に対し、随時墓地使用許可申請の受付を行っております。

新冠共同墓地（字西泊津）

8区画6㎡ 使用料2万円



お問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ

☎0146・47・2112